

協議第 3 号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり確認を求める。

平成 1 4 年 1 0 月 7 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

合併の方式について
西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	合併の方式		細項目		
事務事業名			専門部会名	分科会名	
調整方針	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。				
項目	新設合併(対等合併)		編入合併(吸収合併)		備 考
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。		一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。		
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。		編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。		
名称	新たに定める。		一般的に編入する市町村の名称となる。 ただし、合併と同時に名称の変更を行うこともできる。		
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長はその身分を失う。新首長は、合併施行後50日以内に行われる新しい市町村による選挙で選出される。		編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される首長はすべてその身分を失う。		
議会議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選出される。 ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例がある。		首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例がある。		
農業委員会委員の身分	合併と同時に原則すべての委員が身分を失う。 ただし、選挙による委員については、合併特例法等において任期等の特例がある。		編入する市町村の委員の身分に変更はなく、編入される市町村の委員は、原則としてその身分を失う。ただし、選挙による委員については、合併特例法等において任期等の特例がある。		
上記以外の特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会		編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員は身分を失う。		
一般職の職印の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。		編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。		
条例・規則等の取扱	市町村の法人格が消滅することにより、すべての条例・規則等が効力を失うので、新しい市町村においてすべて条例・規則等を制定し直す必要がある。		編入される市町村の条例・規則等は効力を失うので、必要に応じ編入する市町村の条例・規則等を改正することになる。		